

枚方市条例第 9 号

枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第2条 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第22条」に、「第21条―第24条」を「第23条―第26条」に、「第25条―第33条」を「第27条―第35条」に、「第34条―第40条」を「第36条―第42条」に、「第41条」を「第43条」に改める。

第41条を第43条とし、第4章中第40条を第42条とし、第36条から第39条までを2条ずつ繰り下げる。

第35条中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第37条とする。

第34条を第36条とし、第3章中第33条を第35条とする。

第32条第1項中「第25条第4号」を「第27条第4号」に、「第36条第2項」を「第38条第2項」に改め、同条を第34条とする。

第31条を第33条とし、第30条を第32条とし、第29条を第31条とする。

第28条第2号中「第32条第2項及び第36条」を「第34条第2項及び第38条」に改め、同条を第30条とする。

第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、第25条を第27条とし、第2章中第24条を第26条とし、第21条から第23条までを2条ずつ繰り下げ、第1章中第20条を第22条とし、第16条から第19条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第10条」を「第12条」に改め、同条を第17条とする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第16条とする。

第13条を削り、第12条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的 to 実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条を第13条とする。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第2項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項」を「第38条第2項」に改め、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支

援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項から附則第6項までの規定中「第36条第2項」を「第38条第2項」に改める。

(枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし、第15条から第21条までを3条ずつ繰り下げる。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第17条とする。

第13条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、放課後事業健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条を第14条とし、第8条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他

の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附則第2条中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第3条第2項中「第11条第4項」を「第13条第4項」に改める。

(枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第5条 枚方市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第11条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第14条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

附則第7条中「前2条」を「前3条」に、「又は市長」を「、市長」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに市長」を「、市長」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同条を附則第8条とし、附則第6条の次に次の1項を加える。

第7条 職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第33条中「同条第1項第4号」を「同条第4号」に改める。

第7条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第9条の2第2項」を加える。

第14条を削り、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削り、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第9条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条の2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落と

しを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第16条第1項及び附則第2条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

（枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第33条」に、「第35条・第36条」を「第34条・第35条」に、「第37条」を「第36条」に、「第38条―第50条」を「第37条―第49条」に、「第51条・第52条」を「第50条・第51条」に、「第53条」を「第52条」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条から第34条までを1条ずつ繰り上げ、第2章第3節中第35条を第34条とし、第36条を第35条とする。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第41条第3項第1号」に改め、第3章第1節中同条を第36条とする。

第38条中「第46条」を「第45条」に、「第42条第1項」を「第41条第1項」に、「第43条」を「第42条」に改め、第3章第2節中同条を第37条とする。

第39条第4項中「第42条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条を第38条とする。

第40条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条第1項第3号及び第7項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第41条とする。

第43条を第42条とし、第44条から第49条までを1条ずつ繰り上げる。

第50条中「第33条」を「第32条」に、「第50条」を「第49条」に、「第46条」を「第45条」に改め、同条を第49条とする。

第51条第2項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第39条第2項」に、「第33条」を「第32条」に、「第39条第2項」を「第38条第2項」に、「第52条第1項」を「第51条第1項」に、「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、第3章第3節中同条を第50条とする。

第52条第2項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第51条とし、第4章中第53条を第52条とする。

附則第4条中「第42条第1項本文」を「第41条第1項本文」に改める。

（枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第9条 枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第25条を第27条とし、第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条を第23条とし、同条

の次に次の1条を加える。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第24条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の当該認定こども園の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

第21条を第22条とし、第16条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第16条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表前項の項中「前項」を「附則第5項」に改め、同表に次のように加える。

前項	第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
----	--	------

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 第6条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和元年枚方市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第63条中「、第47条」を削る。

第77条中「第48条まで」を「第46条まで、第48条」に改める。

第11条 枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第38条中「第44条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第47条を削り、第46条を第47条とし、第42条から第45条までを1条ずつ繰り下げる。

第41条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第77条中「第42条まで、第44条」を「第43条まで、第45条」に、「第46条まで、第48条」を「第48条まで」に改める。

第84条、第85条及び第89条中「第46条まで、第48条から」を削る。

第97条中「から第46条まで、第48条」を「、第42条の2第1項、第43条から第48条まで」に改める。

第102条中「第44条から第46条まで、第48条」を「第42条の2第1項、第43条、第45条から第48条まで」に改める。

(枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 枚方市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年枚方市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第42条第2項」を「第43条第2項」に改める。

附 則 [令和5年3月7日公布]

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第8条（保育所に係るものを除く。）、第3条の規定による改正後の枚方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条及び第11条の規定による改正後の枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害児通所支援基準条例」という。）第42条（新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

3 新児童福祉施設基準条例第9条第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 第7条の規定による改正後の枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の2第2項の規定の適用については、地域型保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

- 5 第9条の規定による改正後の枚方市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第24条第2項の規定の適用については、認定こども園において同項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第1項の規定による子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。
- 6 新指定障害児通所支援基準条例第42条の2第2項（新指定障害児通所支援基準条例第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。